エ　次の(ｱ)から(ｵ)までの基準を満たす配置予定技術者を配置できること。ただし、事業契約金額の内訳における取替工事業務の金額が4,500万円以上の場合は専任で配置できること。営業所における専任の技術者は配置できない。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(ｱ)　配置予定技術者の資格等

（監理技術者を配置する場合）

ａ　１級電気工事施工管理技士

ｂ　技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）

ｃ　１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

（主任技術者を配置する場合）

ａ　１級又は２級電気工事施工管理技士

ｂ　技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）

ｃ　１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

ｄ　登録電気工事基幹技能者講習修了証を有する者。(実務経験を有する建設業の種類を電気工事業に限る。)

ｅ　第１種電気工事士の資格を有する者。

ｆ　第２種電気工事士の資格を有し、合格後電気工事の実務経験を３年以上有する者。

ｇ　第１種、第２種又は第３種電気主任技術者の資格を有し、合格後電気工事の実務経験５年以上有する者。

ｈ　建設業に係る建設工事（電気工事）について、電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、入札説明書に示す実務経験を有する者であること。

ｉ　電気工事の実務経験を10年以上有する者。

なお、上記ｃにおける「国土交通大臣が認定した者」の詳細は、入札説明書による。

(ｲ)　配置予定技術者の工事経験

・平成22年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑷ウの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

※甲型共同企業体構成員としての経験は、地域ＪＶ以外の場合は出資比率が20％以上の場合のもの、地域ＪＶの場合は出資比率10％以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。

※明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

※上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として評価する期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、経験として評価する期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

※同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

※低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

※第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

(ｳ)　配置予定技術者を監理技術者として配置する場合は、監理技術者資格者証（電気工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ｴ)　配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(ｵ)　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）に定められた在籍出向等の要件に適合していること。これらの要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。当該要件に適合しない者を配置予定技術者として配置していることが確認された場合は契約を解除する場合がある。

(ｶ)　配置予定技術者を配置できない場合の措置　配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事の候補者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により、配置予定技術者を本事業の現場に配置できず、本事業を受注できなくなった場合は、入札説明書に示す措置をおこなうこと。万一これらの措置を行わなかった者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。なお、配置予定技術者に複数の候補者を申請している場合は、全ての候補者が配置できなくなったことをいう。

事業契約締結後、専任を要する工事の技術者が他工事に兼務している事が判明した場合は、契約解除を行う場合がある。

(ｷ)　本業務において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は入札説明書に示す要件を全て満たさなければならない。

なお、専任特例２号の場合の監理技術者として配置予定を行わないと申請した場合でも、契約後に専任特例２号の場合の監理技術者として配置することを認める。

オ　取替工事業務のうち１⑸イ(ｲ)に掲げるＬＥＤ道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者は、令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

３　入札手続等

⑴　担当部局　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課契約第二係

住所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３―１―41大手前合同庁舎８階

ＴＥＬ：06―6942―1141

ＦＡＸ：06―6943―7834

Mail : kkr-keiyaku-renraku@mlit.go.jp